平成２２年（フ）第８８５７号
大阪府東大阪市中石切町５丁目５番３号
債務者　田中　周子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４０号
大阪市都島区友渕町１丁目３番13―407号、住民票上の住所大阪市都島区大東町１丁目10番37―405号
債務者　水本興業こと　水本　広樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９７号
大阪府寝屋川市木田町18番38号
債務者　平井タイルこと　平井　裕次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９５号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番26―201号
債務者　石井　靖雄
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１６号
大阪市中央区南船場１丁目10番16―701号
債務者　リベレーションこと　末岡美穂子（旧姓北本）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８３号
大阪府門真市千石東町３番43―406号
債務者　三由　憲明
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１８４号
大阪府門真市千石東町３番43―406号
債務者　三由久美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１１号
大阪府枚方市南中振２丁目18番７―104号
債務者　松本　　淳
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３１号
大阪府枚方市北中振４丁目１番12号、申立時の住所大阪府高槻市大塚町３丁目36番８号
債務者　安部　道宏
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２４０号
大阪市生野区新今里７丁目８番13号
債務者　高島　英夫
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８４号
大阪市港区南市岡２丁目４番25―303号
債務者　出口　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４１７号
大阪市東淀川区上新庄２丁目７番15号　ロータスハイツ205号
債務者　稲本　　徹（旧姓稲島）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０１号
大阪府守口市金田町３丁目43番６―306号
債務者　秋月　勝博
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５０２号
大阪府守口市金田町３丁目43番６―306号
債務者　秋月　美香
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６４６号
大阪市住吉区長居東３丁目20番１―505号
債務者　林　　保子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２８号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12―301号
債務者　林　　秀人
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２号
大阪市旭区新森７丁目15番15号　幸栄マンション
債務者　中村美智代
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４号
大阪市東淀川区小松１丁目10番９―506号
債務者　西原英子こと　金　　英姫
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部